

障害者福祉システム等標準化検討会（第3回）

令和4年3月17日 【資料2】

障害者福祉システム等標準化検討会 （第3回）

意見照会の対応概要について

令和4年3月17日

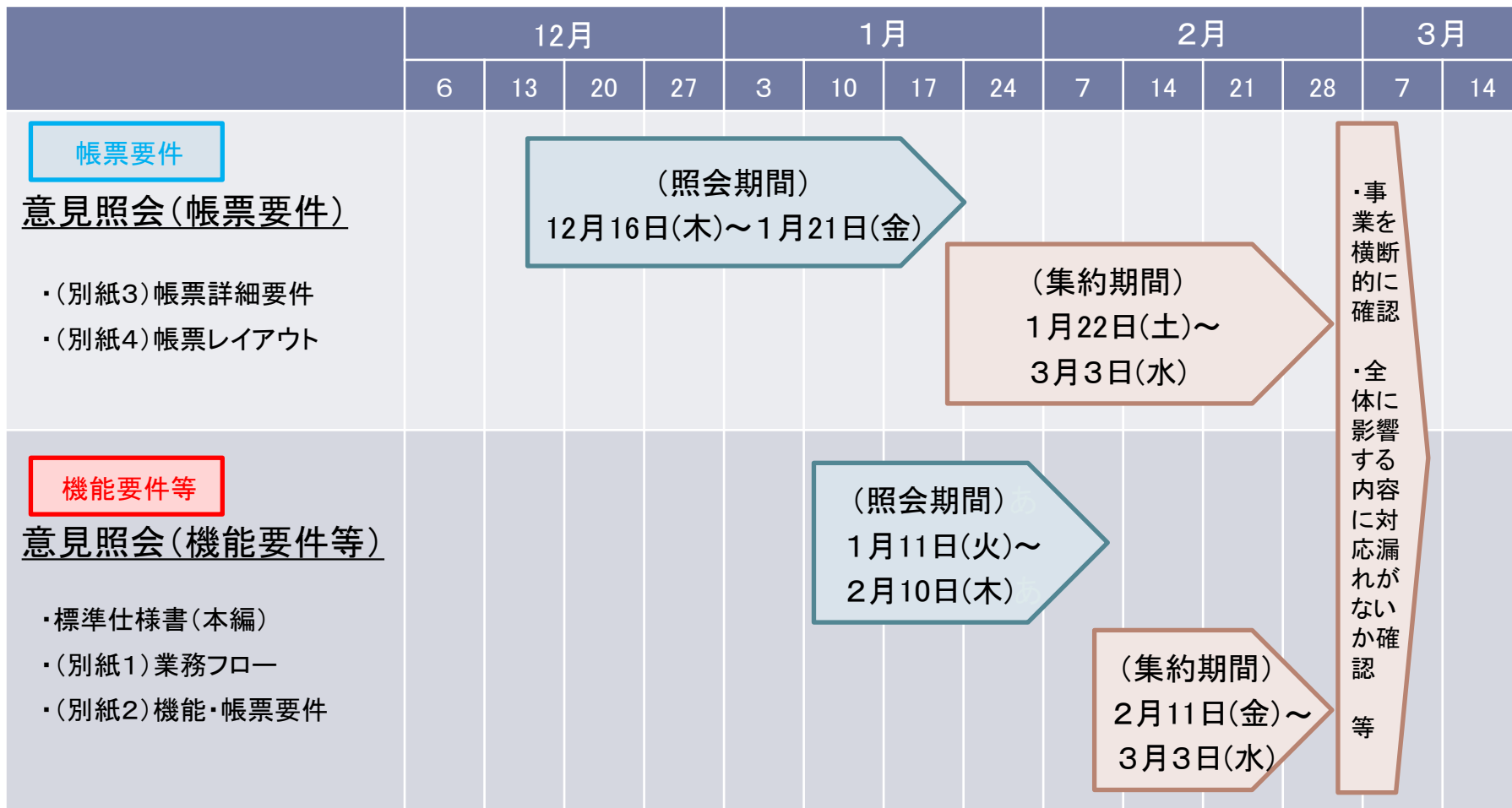
事務局提出資料

1. 全国意見照会の実施概要

帳票要件

機能要件等

- 帳票レイアウトについて「参考」から「標準」へ方針転換したことから、帳票レイアウト案を先行実施とした。
- 帳票要件と機能要件等の2回に分けて、以下のとおり全国の都道府県及び市区町村に対し意見照会を実施した。



設問の
カテゴリ

1. 本編変更案
2. 障害者福祉共通
3. 身体障害者手帳
4. 療育手帳

5. 精神障害者保健福祉手帳
6. 国制度手当
7. 障害福祉サービス(受給者)
8. 障害福祉サービス(給付)

9. 自立支援医療(更生医療)
10. 自立支援医療(育成医療)
11. 自立支援医療(精神通院医療)
12. 補装具

13. 特別児童扶養手当
14. その他

- 意見の集約は、令和3年度上期全国意見照会と同様の手法を用いて実施した。

意見整理

① 個票の一覧化

寄せられた全ての回答票について、加工することなく一覧化した。
その後、複数の意見が混在している意見は、意見の種類に合わせて分割し、意見のみ記載された状態の「意見集約一覧」とした。

② 同意見の名寄せ

①で作成した「意見集約一覧」に対して、全ての意見を1件ずつ確認し、必要に応じて関係法令や通知を確認の上、同様の意見を名寄せした。

対応取りまとめ

③ 対応方針の決定

名寄せ後の意見に対して、以下の整理をした。

- ・要件分類化（機能要件、帳票要件、データ要件等に分類化）
- ・対応方針（標準仕様書への反映、意見へ回答し完了、継続検討）

④ 仕様書修正

各対応方針に対して、以下の対応をした。

- ・「標準仕様書へ反映」とした意見
影響調査、修正内容を検討の上、標準仕様書1.1版案を修正した。
- ・意見へ回答し完了とした意見
説明内容を記載した。今後補足事項への記載や本編への補記に活用する。
- ・継続検討とした意見
検討に時間を要する意見やWTで検討を要する意見は当方針とした。

3. 全国意見照会(帳票要件/機能要件等)の結果概要

帳票要件

機能要件等

- 全国意見照会(帳票要件+機能要件等)の意見は、延べ194団体より、3,503件の意見が寄せられている。
※3月9日(水)までの回答を集計、「意見なし」と回答した自治体を除く
- 帳票要件及び機能要件に関する意見が多数であり、他の要件に関する意見は少ない。
- 3割超の意見は標準仕様書1.1版案へ反映しており、継続検討とした意見は1割未満である。

○自治体分類別回答数・意見数

自治体分類	帳票要件		機能要件等	
	回答団体数	意見数	回答団体数	意見数
都道府県(47)	18	171	-	-
指定都市(20)	17	808	18	735
中核市(62)	29	623	24	267
特別区(23)	10	108	8	52
市町村(1,636)	40	356	30	383
合計(1,788)	114	2,066	80	1,437
団体数計	194			
意見数計	3,503			

○要件分類別意見数

要件分類	帳票要件	機能要件等
1. 業務フロー	0	201
2. 機能要件	46	1,072
3. 画面要件	1	14
4. 帳票要件	1,994	88
5. データ要件	2	8
6. 連携要件	0	6
7. 非機能要件	0	2
8. 標準化全般	16	41
9. その他	7	5
合計	2,066	1,437
総計	3,503	

○対応方針別意見数

対応方針	帳票要件	機能要件等	
1. 標準仕様書1.1版案へ反映	809	315	
2. 意見へ回答し完了	1,135	905	
3. 継続検討	122	217	
内訳	3.1 機能・帳票要件	115	199
	3.2 データ・連携要件	0	12
	3.3 その他	7	6
合計	2,066	1,437	
総計	3,503		

4-1. 全国意見照会(帳票要件)の回答状況(団体数)

帳票要件

- 全国意見照会(帳票要件)の意見は、**114 団体**から寄せられた。
- 指定都市、大都市からの回答割合が高く、都道府県からの回答も多数であった。

自治体分類	本編変更案	障害者福祉共通	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	国制度手当	特別児童扶養手当	障害福祉サービス(受給者)	障害福祉サービス(給付)	補装具	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(精神通院医療)	その他	回答団体数	回答団体率
都道府県(47)	2	1	9	13	9	0	2	0	0	3	2	1	9	1	18	38.3%
指定都市(20)	7	2	12	12	7	11	12	12	7	9	10	7	6	8	17	85.0%
中核市(62)	3	3	21	11	11	16	9	14	5	12	11	10	9	7	29	46.8%
特別区(23)	1	4	4	4	2	3	1	5	4	1	3	0	3	2	10	43.5%
市町村(1,636)	4	4	14	11	10	15	7	19	7	10	12	9	11	11	40	2.4%
合計(1,788)	17	14	60	51	39	45	31	50	23	35	38	27	38	29	114	6.4%

4-2. 全国意見照会(帳票要件)の回答状況(意見数)

- 全国意見照会(帳票要件)の意見は、**2,066件**が寄せられた。
- 指定都市及び中核市からの意見が全体の約70%を占めている。都道府県からの意見は8%強であった。

自治体分類	本編変更案	障害者福祉共通	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	国制度手当	特別児童扶養手当	障害福祉サービス(受給者)	障害福祉サービス(給付)	補装具	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(精神通院医療)	その他	意見数	意見率
都道府県(47)	3	1	24	35	46	0	5	0	0	4	2	1	48	2	171	8.3%
指定都市(20)	8	7	83	65	38	107	83	183	65	48	41	21	40	19	808	39.1%
中核市(62)	5	3	92	41	28	141	52	60	16	52	48	40	25	20	623	30.2%
特別区(23)	1	8	7	20	5	11	1	14	18	5	11	0	5	2	108	5.2%
市町村(1,636)	6	4	25	19	16	55	22	53	24	42	29	26	21	14	356	17.2%
合計(1,788)	23	23	231	180	133	314	163	310	123	151	131	88	139	57	2,066	100%

4-3. 意見集約(帳票要件)の結果(要件分類別)

- 帳票要件に関する意見照会であるため、96.5%が帳票要件に関する意見であった。
- 機能要件に関する意見は、帳票自体の追加、削除、統合、分離に関するものが多数であった。
- 標準化全般に関する意見は、標準化対象外としている独自事業の帳票を含めてほしいというものであった。

要件分類	障害者福祉 共通	手帳関連	手当関連	障害福祉 サービス関連	自立支援医療 関連	合計	
1. 業務フロー	0	0	0	0	0	0	0.0%
2. 機能要件	2	24	6	4	10	46	2.2%
3. 画面要件	0	0	0	1	0	1	0.1%
4. 帳票要件	88	510	471	578	347	1,994	96.5%
5. データ要件	0	0	0	1	1	2	0.1%
6. 連携要件	0	0	0	0	0	0	0.0%
7. 非機能要件	0	0	0	0	0	0	0.0%
8. 標準化全般	6	10	0	0	0	16	0.8%
9. その他	7	0	0	0	0	7	0.3%
合計	103	544	477	584	358	2,066	100%

※本編変更案、その他の設問への意見については、障害者福祉共通に含めている。

4-4. 意見集約(帳票要件)の結果(対応方針別)

- 標準仕様書1.1版案に反映した意見は39.2%であった。
- 標準仕様書案への反映や今後の検討の必要がなく、回答することで完了とした意見は54.9%であった。
- 検討に時間を要する、WTでの検討を要する等、令和4年度以降の検討とした意見は5.9%であった。

3.継続検討の「3.3 その他」と分類した7件の意見は、日常生活用具等の標準化対象外の事務を標準化の対象に含めてほしいとの意見である。

対応方針		障害者福祉 共通	手帳関連	手当関連	障害福祉 サービス関連	自立支援 医療関連	合計	
1. 標準仕様書1.1版案へ 反映		31	266	263	139	110	809	39.2%
2. 意見へ回答し完了		59	266	205	390	215	1,135	54.9%
3. 継続検討		13	12	9	55	33	122	5.9%
内 訳	3.1 機能・帳票要件	11	7	9	55	33	115	5.6%
	3.2 データ・連携要件	0	0	0	0	0	0	0.0%
	3.3 その他	2	5	0	0	0	7	0.3%
合計		103	544	477	584	358	2,066	100%

※本編変更案、その他の設問への意見については、障害者福祉共通に含めている。

No	意見概要	対応内容
1. 標準仕様書1.1版案へ反映		
1	<p>障害の「害」を「がい」と表記していることから、各自治体ごとに、法令等の名称を除く帳票タイトル等を、任意に「障害」又は「障がい」と表記できるようにしてほしい。</p>	<p>「障害」の表記については、本編の第3章 機能・帳票要件 2. 帳票詳細要件 ⑦に追加いたしました。 具体的には、以下について表記の変更を可能としております。 ○帳票タイトルは、パラメタ等にて変更可能としております。 ○通知書等の本文(お知らせ文や注意事項等の枠の外にある文章)は、文言マスタ対応をしておらず、「障害」の文字がある帳票がありましたので、文言マスタによる変更が可能となるように修正いたしました。</p>
2. 意見へ回答し完了		
1	<p>通知書、お知らせについて、様式番号を消せる・変更できること、文書番号・発行日を印字しない場合も対応できること、帳票タイトルを変更できること、発行者を変更できること、電子公印を印字しない選択ができること、問合せ先を消せること、送付先を優先して印字できること。 【理由】 文書規定等に合わせた対応が必要である。</p>	<p>以下の機能等により対応可能となっております。 ○機能・帳票要件(1.障害者福祉共通)に定めているもの 文書番号:1.6.6.、発行日:1.6.7.、発行者:1.2.6.、電子公印:1.6.4.、問合せ先:1.2.8.、送付先:1.6.1.等 ○帳票詳細要件に定めているもの 様式番号、帳票タイトル 等</p>
3. 継続検討		
1	<p>生年月日は外国人＝西暦 日本人＝和暦とあるが、どちらかに統一あるいは併記が望ましい。 【理由】 区別されることで不快感を感じる市民もいる。差別的(排他的)印象を与える場合がある。</p>	<p>当該記載は住民記録システム(住民票等)の標準仕様書と表記を合わせたものであり、20業務でそろえる必要があると考えますので、他業務と調整・検討します。</p>

5-2. 帳票要件の主な意見と対応内容(手帳関連)

No	意見概要	回答内容
1. 標準仕様書1.1版案へ反映		
1	「14 身体障害者手帳(紙様式)」について、優遇減免等(有料道路など)を証明する欄がない。	各帳票に応じて、自由記載欄の追加、移動、枠の拡張を行っております。 また、自由記載欄で対応できる内容(固定文言の印字、管理項目の印字、表の挿入)について、本編の第3章 機能・帳票要件 2. 帳票詳細要件 表3-13 に追記しております。
2	自由記載欄について、要件定義には「設定された文言を印刷」と書かれているが、ある程度決められた文章しか入力できないのか。それとも全く自由に入力が可能なのか。	
2. 意見へ回答し完了		
1	「03 身体障害者手帳交付決定通知書」 手帳交付場所を記載できるようにして欲しい。 【理由】本市は交付場所が5つあり、受取場所を指定される方もおられますので表記をお願いいたします。))	交付場所については、備考欄の「固定文言3+編集1」の設定により、対象者に応じた内容を印字することが可能となっております。
2	「01 障害者手帳交付証明書」 ・現行、手帳の交付証明は行っていないが、標準化後はこの業務が新に発生するのか？法改正もされるのか？ ・手帳の交付証明書の発行は、県、市町村の業務量を更に増加させる。判定、交付作業が多い現状で、これら業務が追加されると、手帳交付業務が遅延する恐れがある。	交付証明書は自治体により利用有無が異なるため、利用有無は自治体で判断されて差し支えありません。
3. 継続検討		
1	「身体障害者更生指導台帳(日常生活用具等給付の記録)」の帳票は、他の更生指導台帳と同様に日常生活用具等給付の記録を管理する上で必要である。 【理由】日常生活用具は前住所地での助成履歴を引き継いで可否を決定するため必要。	日常生活用具給付等事業は標準化の対象外としていないことから、当該帳票は含めておりません。なお、当該事業について標準化の対象とするかは今後の検討とさせていただきます。

No	意見概要	回答内容
1. 標準仕様書1.1版案へ反映		
1	「01 認定通知書」などの通知書関係全般 文書番号及び日付、発出者の記載箇所が、手当の帳票のみ右下部となっています。他の帳票と記載箇所が異なる理由が不明ため、右下部である必要が特段ないのであれば、他の帳票と同様に右上部に記載を行う方が文書回覧時のチェック作業や問い合わせ対応の際に効率が良いと考えています。	手当関連の通知書、お知らせ関係について、文書番号、発行日、発行者、電子公印を帳票の右上部に移動し、本文もタイトルの下の発行者の下に移動し、他の帳票と同様のレイアウトといたしました。
2	「26 障害児福祉手当認定請求書」など 振込先口座の記入欄を追加してほしい。 【理由】認定請求書に基づき認定を行う際、振込先口座を別途記載してもらう必要があり、手続きが煩雑化するため。	「支払希望金融機関」記入欄を追加いたしました。
2. 意見へ回答し完了		
1	「01 認定通知書」「03 再認定通知書」「04 支給開始通知書」 「有期認定or無期認定のいずれであるか」、「次回診断書提出期日」について、受給者へ通知すべき内容であるため印字が必要。	備考欄の「固定文言1+編集1」を設定していただくことで、対象者に応じた内容を印字することは可能となっております。
3. 継続検討		
1	16「障害児福祉手当所得状況届」など ほとんどの方が受給者と配偶者及び扶養義務者が同居している中で、同じ住所を何度も書く必要はないと思うので、「 <input type="checkbox"/> 受給者に同じ」等のチェックボックスを設けることで、記載項目を減らすことができるように、オプション機能を実装していただきたいです。	他の自治体からも同様の意見を多くいただいておりますので、今後の検討とさせていただきます。

No	意見概要	回答内容
1. 標準仕様書1.1版案へ反映		
1	<p><障害福祉サービス(受給者管理)> 「11 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」 支給決定障害者等氏名欄について、障がい児の場合、保護者名を記載いただくこととなりますが、この場合、児童名が確認できません。</p>	<p>ご意見のとおり、児童の情報を追加しました。 <追加項目> 支給決定に係る児童氏名、フリガナ、生年月日 <項目名称の変更> 支給決定障害者等氏名⇒支給(給付)決定障害者(保護者)氏名</p>
2	<p><補装具> 「04 補装具費支給決定通知書」 児童の場合、対象者欄には児童の情報が印字されるが、保護者がわからないため保護者欄を追加してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、保護者氏名、続柄を追加しました。</p>
2. 意見へ回答し完了		
1	<p><障害福祉サービス(受給者管理)> 障害支援区分認定通知書、障害支援区分変更認定通知書に「市町村審査会の意見等」がない。障害支援区分認定証明書と同様、認定通知書には記載が必要と考える。</p>	<p>備考欄を固定文言+編集機能にて審査会意見を印字できるよう対応しました。</p>
2	<p><障害福祉サービス(給付管理)> 高額申請書のタイトル(令第四十三条の五第〇項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書)が申請者にとってわかりくい ため、自治体の運用にあわせて変更できるようにしてほしい。</p>	<p>帳票の「タイトル」については、自治体の事情に沿ってパラメタで変更できるようになっています。</p>
3	<p><補装具> 「02 判定依頼書」のレイアウトが厚労省通知「補装具費支給事務取扱指針について」の様式と大幅に異なる。</p>	<p>令和3年7月に実施した意見照会にて自治体によって様々な項目を印字している実態にあわせて、判定依頼事項、備考欄へ「固定文言+編集」にて汎用的に印字できるようにしました。</p>

No	意見概要	回答内容
1. 標準仕様書1.1版案へ反映		
1	自立支援医療費支給認定申請書、自立支援医療受給者証等記載事項変更届の住所欄には郵便番号を追加してほしい。	更生医療、育成医療、精神通院医療の申請書および記載事項変更届の住所欄に郵便番号を追加しました。
2	自立支援医療費支給認定申請書に所得状況等の同意文を追加したい。 申請書とあわせて同意の署名をしていただいております、申請書に同意文があると手続きとして効率的であるため。	更生医療、育成医療、精神通院医療の申請書下部の自署欄を自治体の運用にあわせて変更(固定文言にて対応)できるようにしました。
2. 意見へ回答し完了		
1	更生医療、育成医療の意見書、精神通院医療の診断書を標準仕様追加してほしい。	意見書、診断書は医療機関にて作成いただく帳票であるため、標準仕様としてシステムから印刷するメリットがないため、標準仕様には含めておりません。
2	自立支援医療費支給認定申請書に記載されているチェックシートについて標準仕様追加してほしい。	チェックシートは申請書の内容確認に用いるものであり、システムからの出力を念頭とした標準仕様書のレイアウトとして定めるべき対象ではないと認識しています。 なお、チェックシートは各自治体において適宜作成等いただいているものであり、改めて国で統一のものを作成する予定はありません。
3. 継続検討		
1	再交付の事務処理があるため、再交付申請書はシステムから印刷できるようにしてほしい。	更生医療、育成医療、精神通院医療の3医療より意見をいただいておりますので、引き続き対応について検討させていただきます。

6-1. 全国意見照会（機能要件等）の回答状況（団体数）

機能要件等

- 全国意見照会（機能要件等）の意見は、**80 団体**から寄せられた。
- 指定都市、大都市からの回答割合が高かった。

自治体分類	本編変更案	障害者福祉共通	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	国制度手当	特別児童扶養手当	障害福祉サービス（受給者）	障害福祉サービス（給付）	補装具	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（精神通院医療）	その他	回答団体数	回答団体率
都道府県 (47)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定都市 (20)	8	9	10	8	7	6	7	8	7	3	5	6	8	7	18	90.0%
中核市 (62)	3	5	11	5	5	8	6	5	5	6	7	5	9	4	24	38.7%
特別区 (23)	3	5	0	0	1	2	0	3	2	0	1	0	2	2	8	34.8%
市町村 (1,636)	6	14	11	11	11	13	9	15	12	15	13	12	15	10	30	1.8%
合計 (1,788)	20	33	32	24	24	29	22	31	26	24	26	23	34	23	80	4.5%

6-2. 全国意見照会(機能要件等)の回答状況(意見数)

- 全国意見照会(機能要件等)の意見は、**1,437件**が寄せられた。
- 指定都市からの意見が半数以上を占めており、特別区からの意見は少なかった。

自治体分類	本編変更案	障害者福祉共通	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	国制度手当	特別児童扶養手当	障害福祉サービス(受給者)	障害福祉サービス(給付)	補装具	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(精神通院医療)	その他	意見数	意見率
都道府県(47)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定都市(20)	25	68	58	48	43	52	77	148	38	30	40	43	48	17	735	51.1%
中核市(62)	6	13	32	21	17	21	8	32	22	16	18	10	39	12	267	18.6%
特別区(23)	5	15	0	0	3	8	0	4	6	0	2	0	7	2	52	3.6%
市町村(1,636)	7	39	27	22	19	39	32	37	24	31	25	25	33	23	383	26.7%
合計(1,788)	43	135	117	91	82	120	117	221	90	77	85	78	127	54	1,437	100%

6-3. 意見集約(機能要件等)の結果(要件分類別)

- 機能要件に関する意見が74.6%であり、次いで業務フローが14.0%であった。
- 業務フローに関する意見は様々であった。帳票要件に関する意見は、印字条件に関するものが多数であった。
- 標準化全般に関する意見は、標準化対象外としている独自事業の機能を含めてほしいというものであった。

要件分類	障害者福祉 共通	手帳関連	手当関連	障害福祉 サービス関連	自立支援医療 関連	合計	
1. 業務フロー	2	51	28	72	48	201	14.0%
2. 機能要件	184	224	173	277	214	1,072	74.6%
3. 画面要件	0	3	7	4	0	14	1.0%
4. 帳票要件	0	7	27	29	25	88	6.1%
5. データ要件	0	0	2	6	0	8	0.6%
6. 連携要件	4	0	0	0	2	6	0.4%
7. 非機能要件	2	0	0	0	0	2	0.1%
8. 標準化全般	39	2	0	0	0	41	2.9%
9. その他	1	3	0	0	1	5	0.3%
合計	232	290	237	388	290	1,437	100%

※本編変更案、その他の設問への意見については、障害者福祉共通に含めている。

6-4. 意見集約(機能要件等)の結果(対応方針別)

- 標準仕様書1.1版案に反映した意見は21.9%であった。
- 標準仕様書案への反映や今後の検討の必要がなく、回答することで完了とした意見は63.0%であった。
- 検討に時間を要する、WTでの検討を要する等、令和4年度以降の検討とした意見は15.1%であった。
3.継続検討の「3.2 データ・連携要件」と分類した12件の意見は、申請事由等のコードの内訳に関する意見が多数である。

対応方針		障害者福祉 共通	手帳関連	手当関連	障害福祉 サービス関連	自立支援 医療関連	合計	
1. 標準仕様書1.1版案へ 反映		28	74	58	68	87	315	21.9%
2. 意見へ回答し完了		152	188	176	224	165	905	63.0%
3. 継続検討		52	28	3	96	38	217	15.1%
内 訳	3.1 機能・帳票要件	46	22	3	94	34	199	13.9%
	3.2 データ・連携要件	2	4	0	2	4	12	0.8%
	3.3 その他	4	2	0	0	0	6	0.4%
合計		232	290	237	388	290	1,437	100%

※本編変更案、その他の設問への意見については、障害者福祉共通に含めている。

No	意見概要	対応内容
1. 標準仕様書1.1版案へ反映		
1	<p>【機能ID_1.6.14について】</p> <p>氏名については文字溢れが起こらないよう字数制限なく印字されるような設計とすることは一括出力に限らず必須です。</p> <p>また、ローマ字登録の外国人等、氏名が1行で収まらない場合は、ファーストネーム・ミドルネーム・ファミリーネーム等の区切りで改行できるように個別に編集する必要があります。</p> <p>正しい宛名の表記で発送できなければ郵便の不達につながります。氏名が途切れたり、途中で改行されることに対する苦情の対応は通常業務の妨げになるほど苦慮するものです。</p>	<p>文字溢れ対策として、以下の内容を本編の第3章機能・帳票要件 2. 帳票詳細要件 ⑥に追加いたしました。</p> <p>システムから印字する各項目の最大文字数は、デジタル庁で定めるデータ要件のデータ項目の桁数となります。文字数オーバーは想定しておらず、文字サイズを縮小や改行して印字することとしております。</p>
2. 意見へ回答し完了		
1	<p>実装オプション機能について、多くの自治体が必要とすることが見込まれるものについては、実装必須機能としていただきたい。今後は、ベンダーにおいては価格のほか、オプションの部分で競争することになると思われますが、オプション機能の部分で、価格が上乘せされたり、ベンダーロックインに繋がるということが起きるおそれがないでしょうか。</p>	<p>実装必須と実装オプションの考え方については、本編の「表1-3 類型の考え方」に記載しております。</p>
3. 継続検討		
1	<p>地域生活支援事業(移動支援、日常生活用具給付等)を行っていない自治体はほとんど無いと思われるので、地域生活支援事業に係る機能についても、標準化対応にしてほしい。</p>	<p>障害者福祉に係る市町村独自事業について、標準化の対象とするかは、今後の検討とさせていただきます。</p>
2	<p>①重度心身障害者医療費助成制度②市町村実施の障害者福祉手当③タクシー券およびガソリン(給油)券の交付。以上3点は市町村独自事業ということで除外されていますが、密接に手帳交付とかかわるものであり、全国の多くの自治体で実施しているものであるため、標準オプション機能に位置付けていただくよう、意見申し上げます。</p>	

7-2. 機能要件等の主な意見と対応内容(手帳関連)

No	意見概要	回答内容
1. 標準仕様書1.1版案へ反映		
1	手帳の受取はどこで行うことを希望されているか(希望受取場所・郵送など)を記録する項目を追加してください。 【理由】 手帳の受取場所をシステムで記録して、手帳交付時の通知に印字したり、受取場所に手帳等を送付する際に一覧を作成したりと管理したいため。	「手帳交付場所」を追加いたしました。
2	「程度変更状況」(例 B→Aといった選択)を追加してほしい。 【理由】 障害程度によっては、受給できるサービス等も異なり、対象者に案内が必要となることもあるため。	療育手帳は「程度変更状況」、精神障害者保健福祉手帳は「等級変更状況」を管理項目に追加いたしました。
2. 意見へ回答し完了		
1	当該申請・届出がどこでされたか(受付場所(例:本庁舎、〇〇出張所等))を記録する項目を追加してください。 【理由】 書類の受け渡し、処理の進捗の追跡をするにあたり、受付場所は重要であるため。	受付場所は、全事業共通で管理すべき項目であるため、機能・帳票要件(1.障害者福祉共通)機能ID: 1.7.1. に定めております。
3. 継続検討		
1	HIV情報は機微情報であるため、参照可能な担当者を制御する機能が必要である。	特定項目の入力や閲覧の権限管理は、今後の検討とさせていただきます。
2	決定日は、各管理場所でのみ登録できること。 【理由】 政令市においては、判定機関が障がい者福祉システムの情報を確認し、判定結果等を入力する運用が想定されることを踏まえ、決定日は区、判定日は判定機関のみが入力できるようになることが望ましい。	

7-3. 機能要件等の主な意見と対応内容(手当関連)

No	意見概要	回答内容
1. 標準仕様書1.1版案へ反映		
1	<p>有期認定年月について、11月を入力することができるようにしてほしい。</p> <p>【理由】 有期認定年月は3, 7, 11月(事情により10月も可)とすることとされており、自治体によっては11月としている場合もあるため。</p>	<p>特別児童扶養手当の有期認定年月の入力について、「3月、7月、10月」を「3月、7月、10月、11月」に変更いたしました。</p>
2. 意見へ回答し完了		
1	<p>現況時とは別のタイミングで税情報が更正された場合、月次で税情報の一覧を出せるようにしてほしい。</p> <p>【理由】 特別児童扶養手当の所得状況届等の所得審査に当たり、所得の更正決定があった場合に、その旨の申し出がある場合を除き、受給資格者及び配偶者、及び扶養義務者の所得の更正決定についての確認を都度しなければならないため。以前、厚労省の国監査で本県へその旨の指摘があったことにもよる。</p>	<p>税情報(更正情報)の連携を行うことで、機能ID: 1.1.5. にて異動者や異動内容の確認は行うことが可能となっております。</p>
3. 継続検討		
1	<p>有期更新の書類が提出期限までに提出されない場合について、手当の不支給情報を管理する【不支給情報管理】を標準化の実装オプションに追加していただきたい。</p> <p>【理由】 受給資格者が正当な理由なく提出期限までに診断書等を提出しない場合には手当を停止することができる(法第11条第1項)。支給停止は有期の終期月の翌月分の手当から診断書等が提出された月分までの手当について行う(平成23年障発0111第7号)。</p>	<p>不支給の管理については、今後の検討とさせていただきます。</p>

No	意見概要	回答内容
1. 標準仕様書1.1版案へ反映		
1	<p><障害福祉サービス(受給者管理)> 管理項目にモニタリング結果報告書の回収状況を追加してほしい。 モニタリングは市町村が決定した期間ごとに実施することになっており、市町村が必要と認める場合には、その都度、結果の報告を求めることができる。また、モニタリングの結果については、次の支給決定及び給付管理に必要となることから、その報告状況を管理する機能が必要であるため。</p>	<p>機能ID:6.1.35.にモニタリングの回収状況を管理項目として追加しました。</p>
2	<p><障害福祉サービス(給付管理)> 機能ID:7.3.19.の【申請管理(既存高額、新高額)】の自動償還に関する事項の記載に「指定した口座に振り込むことができること」とあるが、口座FDの作成ができることを指すのか。</p>	<p>口座FDの作成ではなく、初回申請時に指定した口座情報を用いて申請の登録ができることを意味します。記載が誤っていたため修正しました。</p>
2. 意見へ回答し完了		
1	<p><障害福祉サービス(受給者管理)> 機能ID:6.1.13.の管理項目「短期入所単価区分」について、具体的な項目を示してほしい。</p>	<p>事務処理要領の「第2 VI障害児に係る支給決定の方法の(1)」で定める障害児が短期入所する場合の単価区分となります。</p>
2	<p><障害福祉サービス(給付管理)> 機能名称中項目「7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能」の実装オプション機能については、実装必須としてほしい。</p>	<p>機能帳票要件の「要件作成における経緯・留意事項等」にも記載しているとおり、既存高額・新高額の処理は国保連合会に委託可能であり、委託を行っている場合は、システム機能として不要となることから実装オプションとしています。</p>
3. 継続検討		
1	<p><障害福祉サービス(給付管理)> 過誤申立情報について、事業者から電子データで受領しているため電子データでの取込み機能を標準仕様の機能に追加してほしい。</p>	<p>過誤申立情報の電子データ取込み機能については今後の検討とさせていただきます。</p>

No	意見概要	回答内容
1. 標準仕様書1.1版案へ反映		
1	各自立支援医療のレセプト情報との突合チェック機能(機能ID:8.3.6.、9.3.5.、10.3.6.)について、各チェックの実施有無が自治体の運用によって異なるため、取捨選択できるようにしてほしい。	レセプト情報との突合チェック機能について、各突合チェックの実施有無をパラメタ等で設定できるように機能帳票要件へ記載しました。
2	自立支援医療の他システム連携機能について、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳との連携の記載があるが、更生医療、育成医療では療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は不要ではないか。また、精神通院医療では身体障害者手帳、療育手帳は不要ではないか。	手帳情報は障害者福祉として基礎情報になるとの考えより、3手帳の情報をまとめて連携できるよう実装オプション機能として記載しておりましたが、ご意見のとおりであるため、機能を各手帳毎にわけて、必要な手帳の情報のみ実装オプション機能として連携できるよう記載しました。
2. 意見へ回答し完了		
1	各種統計資料(都道府県報告資料、市区町村独自集計)のEUC機能より作成できる機能(機能ID:8.5.3.、9.5.3.、10.5.3.)について、自動集計できる機能との認識でよいか。 月毎に職員が手作業で抽出集計作業を行うのは、業務負担が大きく集計誤りが懸念されるため、自動集計できる機能としてほしい。	EUC機能については機能・帳票要件(1.障害者福祉共通)の機能ID:1.5.1.の実装オプション機能にてスケジュール管理(参照、登録、修正、削除)による自動実行ができることとしております。
3. 継続検討		
1	都道府県、政令市が指定している医療機関について、医療機関をマスタ管理をする上で、一括取込み機能を追加してほしい。 医療機関マスタを常に適切な状態で管理するためにも機能が必要である。	医療機関マスタの取込み機能については、今後の検討とさせていただきます。